

上総第 8 9 1 9 号

令和 2 年 3 月 1 6 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大 森 康 正 様

上越市長 村 山 秀 幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
諮問について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について諮問します。

記

1 上越市母子保健に関する事務【諮問】

「27 上越市母子保健に関する事務 基礎項目評価書」の一部変更について

1 趣旨

- ・ 特定個人情報※₁と特定個人情報ファイル※₂（特定個人情報等）については、通常の個人情報よりも厳重な取り扱いが求められており、この一環として、当市を含む各団体は、自団体内の特定個人情報等の取扱いのルールを業務ごとに自己評価する「特定個人情報保護評価書」の作成が義務付けられている。
- ・ 令和2年6月から、「妊産婦、乳児及び幼児の健康診査に係る情報」が、マイナンバー制度の一環である「情報連携※₃」の対象となることに伴い、表題の評価書に必然的な変更が生じるため、事前に委員にお諮りするもの。

※1 特定個人情報

マイナンバーをその内容に含む個人情報。例えば事業所が官公庁に提出する給与所得の源泉徴収票やマイナンバーの記載がある申請書、マイナンバー入りの住民票などが該当

※2 特定個人情報ファイル

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル。原則として、電算システム内でマイナンバーと共に見ることができる個人情報が該当

※3 情報連携

専用のネットワークシステムを使用して、異なる行政機関の間で、税や社会保障に関する情報のやり取りをするもので、各種手続の際に他の行政機関から取得していた添付書類を一部省略できるもの。

2 変更箇所

別紙「特定個人情報保護評価書 変更箇所」のとおり。

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	27	基礎項目評価	I>4>②	法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第256の2</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条</p>	<p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第256の2並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第269の2並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3</p>	<p>令和2年6月から妊産婦、乳児及び幼児の健康診査に係る情報等が情報連携の対象となることに伴う必然的な変更</p> <p>※その他今後を見据え、一の事務のまとまりごとに記載するよう変更</p>

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	上越市母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。 ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。
------	--

評価実施機関名

新潟県上越市

公表日

平成31年3月29日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、訪問指導及び健康診査を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①窓口での妊娠及び低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 ②マイナポータルで提供するサービス検索・電子申請機能による妊娠届出の受領等 ③保健指導の実施 ④乳幼児健康診査の実施 ⑤妊婦一般健康診査の実施 ⑥妊婦一般健康診査及び乳幼児健康診査について受診勧奨及び健診情報をマイナポータルのお知らせ機能で通知 ⑦妊・産婦及び新生児の訪問指導の実施 ⑧母子健康手帳、父子健康手帳の交付</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Excelファイル ・健康かるてV7 ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第49項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第二56の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 ・番号法第19条第7号及び別表第二69の2並びに番号報別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Excelファイル ・MCWEL総合福祉保健システム ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ	・Excelファイル ・MCWEL総合福祉保健システム ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ	事後	情報連携実施に伴う、修正であるが、しきい値判断に影響がないことから重要な変更該当しない。
平成28年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報連携実施に伴う、修正であるが、しきい値判断に影響がないことから重要な変更該当しない。
平成28年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 情報提供及び情報照会の根拠なし	・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第二56の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	事後	情報連携実施に伴う、修正であるが、しきい値判断に影響がないことから重要な変更該当しない。
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 見波 正美	健康づくり推進課長 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更該当しない。
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①妊娠及び低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 ②保健指導の実施 ③乳幼児健康診査の実施 ④妊婦一般健康診査の実施 ⑤妊・産婦及び新生児の訪問指導の実施 ⑥母子健康手帳、父子健康手帳の交付	特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①窓口での妊娠及び低体重児の届出の受理・届出に係る事実の確認 ②マイナポータルで提供するサービス検索・電子申請機能による妊娠届出の受領等 ③保健指導の実施 ④乳幼児健康診査の実施 ⑤妊婦一般健康診査の実施 ⑥妊婦一般健康診査及び乳幼児健康診査について受診勧奨及び健診情報をマイナポータルのお知らせ機能で通知 ⑦妊・産婦及び新生児の訪問指導の実施 ⑧母子健康手帳、父子健康手帳の交付	事前	平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用する事務に追加があることから重要な変更該当する。
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Excelファイル ・MCWEL総合福祉保健システム ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ	・Excelファイル ・MCWEL総合福祉保健システム ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	事前	平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用するシステムに追加があることから重要な変更該当する。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 横山 新太郎	健康づくり推進課長 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更該当しない。
平成30年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Excelファイル ・MCWEL総合福祉保健システム ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	・Excelファイル ・健康からCV7 ・既存住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、変更に伴うしきい値やリスクに影響がないことから重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IVリスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第二56の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が『市町村長』のうち、第4欄(特定個人情報)に『母子保健法による妊娠の届出に関する情報』が含まれている項)及び別表第二56の2並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 ・番号法第19条第7号及び別表第二69の2並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3	事前	乳幼児健診データの情報連携が令和2年6月から開始される予定のため、その他平仄の改訂